国土交通省

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成22年４月２日

国土交通大臣　前原　誠司

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士の資格に係る技能証明であつて、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの

二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明

三　計器飛行証明

四　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所　平成22年５月23日（日）　東京都、大阪市

3　申請書の受付期間　平成22年４月19日（月）から平成22年４月23日（金）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成22年４月27日（火）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　計器飛行証明（計器飛行一般）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

神戸市が行つた近畿圏の近郊整備区域及び開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）に基づく工業団地造成事業の確定測量の結果作成された次の地図図及び簿冊を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして同条第五項の規定により指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十二年四月二日

国土交通大臣　前原　誠司

神戸国際港都建設計画西神第二地区工業団地造成事業第２―１工区、第２―２工区の土地所在図及び調査簿

公　告

認　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成22年３月19日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成22年４月２日

財務大臣　菅　直人

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	小売定価
紙巻たばこ	ケント・ナノテック・メンソール・１・ＫＳボックス	20本　ＦＫ	シンガポール	300円
紙巻たばこ	ケント・ナノテック・メンソール・４・ＫＳボックス	20本　ＦＫ	シンガポール	300円

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）第３条の規定による改正前の割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成21年経済産業省令第37号）第１条の規定による改正前の割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第13条の17において準用する同令第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年４月２日

九州経済産業局長　橘高　公久

名称	軽貨ファイナンス・リース株式会社
本店の所在地	福岡県直方市古町９番31号
登録番号	第30号
営業廃止年月日	平成22年２月28日

名称	ユナイト信販株式会社
本店の所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目６番28号
登録番号	福第13号
営業廃止年月日	平成22年３月３日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年４月２日

中国地方整備局長　福田　功

1　処分をした年月日　平成22年３月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社特研工業　谷口　博　鳥取県米子市永江501　国土交通大臣許可（般・特―20）第22791号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年２月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する同法第42条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年４月２日

国土交通大臣　前原　誠司